【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 近畿財務局長

 【提出日】
 2025年11月13日

【中間会計期間】 第145期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社酉島製作所

【英訳名】 Torishima Pump Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 СЕО 原田耕太郎

【本店の所在の場所】 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

【電話番号】 (072)695 - 0551 (大代表)

【事務連絡者氏名】 サポート本部副本部長 金子 甲

【最寄りの連絡場所】 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

【電話番号】 (072)695 - 0551 (大代表)

【事務連絡者氏名】 サポート本部副本部長 金子 甲

【縦覧に供する場所】 株式会社酉島製作所 東京支社

(東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の株式会社酉島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、 投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第144期 中間連結会計期間	第145期 中間連結会計期間	第144期
会計期間		自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
売上高	(百万円)	37,565	41,240	86,501
経常利益又は経常損失()	(百万円)	168	40	4,540
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する中 間純損失()	(百万円)	459	56	4,068
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	1,578	235	5,415
純資産額	(百万円)	53,390	55,048	56,417
総資産額	(百万円)	99,104	110,205	115,621
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失()	(円)	17.29	2.13	152.96
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	17.24	-	152.57
自己資本比率	(%)	53.4	49.5	48.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,824	1,078	668
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,668	2,261	1,557
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	671	511	5,848
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)	12,587	15,052	17,083

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 前連結会計年度及び前中間連結会計期間の1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託(ESOP)制度」の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
 - 3 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5,415百万円減少し、110,205百万円となりました。これは主に、仕掛品の増加(前連結会計年度末比1,440百万円増加)や投資有価証券の増加(前連結会計年度末比1,995百万円増加)などがあったものの、受取手形、売掛金及び契約資産の減少(前連結会計年度末比6,052百万円減少)などによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ4,047百万円減少し、55,157百万円となりました。これは主に、契約負債の増加(前連結会計年度末比291百万円増加)などがあったものの、支払手形及び買掛金の減少(前連結会計年度末比4,952百万円減少)などによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,368百万円減少し、55,048百万円となりました。

当中間連結会計期間の売上高は、41,240百万円(前年同期比3,675百万円増加)を計上いたしました。利益面については、当中間連結会計期間の営業利益は532百万円(前年同期比102百万円減少)となり、売上高営業利益率は1.3%となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損723百万円が発生した結果、40百万円(前年同期は経常損失168百万円) となり、売上高経常利益率0.1%となりました。

親会社株主に帰属する中間純損失は、56百万円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益459百万円)となり、売上高中間純利益率は 0.1%となりました。なお、1株当たり中間純損失は2.13円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ 2,031百万円減少し、15,052百万円となりました。なお中間連結貸借対照表における「現金及び預金」には3カ月 超の定期預金を前連結会計年度末には834百万円、当中間連結会計期間末には0百万円を含んでいます。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は1,078百万円(前年同期は1,824百万円の増加)となりました。これは主に、仕入債務の減少4,862百万円及びたな卸資産の増加1,714百万円などの資金の減少はありましたが、売上債権の減少5,711百万円及び前渡金の減少1,093百万円などの資金の増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は2,261百万円(前年同期は1,668百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出752百万円及び貸付金による支出685百万円などの資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は511百万円(前年同期は671百万円の減少)となりました。これは主に、短期借入金の増加1,853百万円などの資金の増加はありましたが、自己株の取得による支出1,000百万円及び配当金の支払額803百万円などの資金の減少があったことによるものであります。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み(事前警告型買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を行うことを決議し、第142回定時株主総会において一部変更決議し、継続することを決議しております。

. 株式会社の支配に関する基本方針について

(a) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるほか、ポンプ事業を通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(b) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、事前警告型買収防衛策の取組を行うことを決議し、一部変更を経て、第142回定時株主総会において「株式等の大規模買付行為に関する対応策」として一部変更し、継続の承認(以下「本プラン」といいます。)をいただいております。

本プランの概要は(d)に記載のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しております。http://www.torishima.co.jp/

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

(c) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

)当社取締役会は上記(b)の取組みは上記(a)の基本方針に沿ったものであり、買付者等が現プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

)当社取締役会は上記(b)の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

(d) 本プランの概要

1.本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為の全てを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害する場合がおこりうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、創業から100年を超え、長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値の向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社グループの行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものであります。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。

2. 本プランの内容

本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の()又は()に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- () 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式 等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ()買付者等の概要
- イ 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ 代表者の役職及び氏名
- ハ 会社等の目的及び事業の内容
- 二 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- ホ 国内連絡先
- へ 設立準拠法
- () 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- () 買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

「本必要情報」の提供

上記 の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記 () ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

半期報告書

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、 当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- () 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- () 大規模買付行為の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)
- ()大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ()大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び 関連する取引の内容を含みます。)
- ()大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な 契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の 対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ()大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害 関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定・特別委員会への諮問等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- ()対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間
- ()その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、社外取締役を中心に構成される特別委員会に大規模買付行為に関する対応を諮問いたします。特別委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行ない、当社取締役会へ答申するものといたします。

当社取締役会は、特別委員会の答申を尊重するものとし、更に当社取締役会独自の観点から検討等を行い、大規模 買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に 株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・ 方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

() 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社 グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

() 買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記()に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記に定める株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票の決定に従って、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

()買付者等による大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと 認められる場合

当社取締役会は上記()及び()に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記()()()の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

株主意思の確認

当社取締役会は、上記 ()に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主 投票、又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会 は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日 (以下、「投票基準日」といいます)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる 株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準 日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き 出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票のいずれかによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面若しくはインターネット等での投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、() 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月28日開催の定時株主総会決議の日から、2026年6月開催予定の定時株主総会終 結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更の内容 その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3.本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容及び2023年4月に「公正な買収の在り方に関する研究会」が公表した指針原案を踏まえております。

当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、上記 2 . ()に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記 2 . に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2 . に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型ではないこと

上記2. に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

4.株主及び投資家の皆様への影響

本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の 対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの 影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 2 . に記載の手続き 等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。 (その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当 てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取 引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(5)研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、364百万円であります。 なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	60,000,000	
計	60,000,000	

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,045,679	29,045,679	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株 であります。
計	29,045,679	29,045,679		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日		29,045,679		1,592		4,610

(5)【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	10.6
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	2,738	10.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	2,186	8.3
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,286	4.8
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目 2番33号	943	3.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	886	3.3
酉島製作所従業員持株会	大阪府高槻市宮田町一丁目 1 番8号	737	2.8
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号	657	2.4
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.4
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号	619	2.3
計	-	13,518	51.4

⁽注)公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野で、学術研究、応用に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,728,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,270,800	262,708	-
単元未満株式	普通株式 45,979	-	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,045,679	-	-
総株主の議決権	-	262,708	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社酉島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	2,728,900	•	2,728,900	9.4
計		2,728,900	-	2,728,900	9.4

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,115	15,052
受取手形、売掛金及び契約資産	38,974	32,922
商品及び製品	417	428
仕掛品	17,819	19,260
原材料及び貯蔵品	3,011	3,104
前渡金	1,977	790
その他	2,754	2,836
貸倒引当金	879	744
流動資産合計	81,190	73,651
固定資産		
有形固定資産	20,029	19,937
無形固定資産	974	876
投資その他の資産		
投資有価証券	10,463	12,458
その他	3,869	4,188
貸倒引当金	905	907
投資その他の資産合計	13,428	15,739
固定資産合計	34,431	36,554
資産合計	115,621	110,205

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,520	9,567
短期借入金	1 6,524	1 8,109
未払法人税等	620	721
契約負債	6,541	6,832
賞与引当金	1,021	1,068
製品保証引当金	1,002	1,314
工事損失引当金	1,269	819
その他	5,840	4,904
流動負債合計	37,338	33,337
固定負債		
長期借入金	1 16,204	1 15,951
繰延税金負債	2,866	3,293
退職給付に係る負債	428	428
その他	2,366	2,146
固定負債合計	21,865	21,819
負債合計	59,204	55,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	6,424	6,460
利益剰余金	40,917	40,057
自己株式	1,802	2,639
株主資本合計	47,132	45,471
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,363	5,562
繰延ヘッジ損益	480	314
為替換算調整勘定	4,021	3,013
退職給付に係る調整累計額	917	851
その他の包括利益累計額合計	8,822	9,112
新株予約権	72	72
非支配株主持分	390	392
純資産合計	56,417	55,048
負債純資産合計	115,621	110,205
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

		(+12,11,11)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	37,565	41,240
売上原価	27,991	31,381
売上総利益	9,573	9,858
販売費及び一般管理費	1 8,938	1 9,325
営業利益	635	532
営業外収益		
受取配当金	169	173
持分法による投資利益	39	23
受取賃貸料	59	58
その他	200	142
営業外収益合計	469	397
営業外費用		
支払利息	74	131
為替差損	1,123	723
その他	75	34
営業外費用合計	1,272	889
経常利益又は経常損失()	168	40
特別利益		
投資有価証券売却益	1,020	-
特別利益合計	1,020	-
税金等調整前中間純利益	852	40
法人税等	360	84
中間純利益又は中間純損失()	492	43
非支配株主に帰属する中間純利益	32	13
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失()	459	56

【中間連結包括利益計算書】

		(十四・ロババン)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	492	43
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	923	1,197
繰延へッジ損益	757	165
為替換算調整勘定	1,319	1,018
退職給付に係る調整額	66	66
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	1,086	279
中間包括利益	1,578	235
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,515	233
非支配株主に係る中間包括利益	62	1

畄心	五万田)	
半111	HJIHJ	

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年 9 月30日)	至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	852	40
減価償却費	1,239	1,267
賞与引当金の増減額(は減少)	68	47
製品保証引当金の増減額(は減少)	95	312
工事損失引当金の増減額(は減少)	157	450
貸倒引当金の増減額(は減少)	208	115
受取利息及び受取配当金	235	224
支払利息	74	131
投資有価証券売却損益(は益)	1,020	1
売上債権の増減額(は増加)	7,718	5,711
棚卸資産の増減額(は増加)	3,325	1,714
前渡金の増減額(は増加)	404	1,093
仕入債務の増減額(は減少)	2,977	4,862
契約負債の増減額(は減少)	568	350
未払金の増減額(は減少)	287	631
その他	566	297
小計	2,942	1,255
	236	229
利息の支払額	74	131
法人税等の還付額	-	67
法人税等の支払額	1,279	342
ニュージャング	1,824	1,078
	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
定期預金の預入による支出	423	39
定期預金の払戻による収入	233	38
有形固定資産の取得による支出	2,391	752
有形固定資産の除却による支出	56	202
投資有価証券の取得による支出	0	153
投資有価証券の売却による収入	1,100	4
無形固定資産の取得による支出	143	24
貸付けによる支出	-	685
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	-	423
その他	13	24
	1,668	2,261
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	786	1,853
長期借入れによる収入	500	-
長期借入金の返済による支出	986	481
社債の償還による支出	-	100
自己株式の処分による収入	60	268
自己株式の取得による支出	-	1,000
配当金の支払額	800	803
リース債務の返済による支出	224	248
その他	7	-
 財務活動によるキャッシュ・フロー	671	511
現金及び現金同等物に係る換算差額	178	336
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	336	2,031
現金及び現金同等物の期首残高	12,831	17,083
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	92	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 12,587	1 15,052
	1 12,307	1 13,032

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、見積実効税率を使用できない場合は、法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前連結会計年度(2025年3月31日)

当社の借入金のうちシンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借2,500百万円には、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

当社の借入金のうちシンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借2,500百万円には、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
従業員給料及び手当	3,071百万円	3,376百万円	
貸倒引当金繰入額	42	40	
賞与引当金繰入額	493	452	
退職給付費用	56	46	

2 前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)及び当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

当社グループでは、主として納期が年度末に集中する製品の製造及び工事を行っているため、通常、上半期の売上高及び営業費用は下半期の売上高及び営業費用と比べ少なくなっております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金勘定	13,421百万円 15,00		
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	834	0	
	12,587	15,052	

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 5 月14日 取締役会	普通株式	802	30	2024年 3 月31日	2024年6月6日	利益剰余金

- (注)配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月14日 取締役会	普通株式	803	30	2024年 9 月30日	2024年12月 5 日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5 月14日 取締役会	普通株式	803	30	2025年 3 月31日	2025年6月6日	利益剰余金

- (注)配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれております。
 - (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月12日 取締役会	普通株式	815	31	2025年 9 月30日	2025年12月 5 日	利益剰余金

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年5月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式503,000株の取得を行いました。この結果中間連結会計期間末において自己株式が836百万円増加し、2,639百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占める「ポンプ事業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占める「ポンプ事業」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ポンプ及び周辺機器の販売、またそれに対する据付工事及び保守工事を主に行っており、ポンプ事業が売上高の90%を超えているため、単一セグメントとしておりますが、子会社へ投資する際の判断材料として、売上をハイテク(ポンプの製造)、プロジェクト(ポンプの据付)、サービス(ポンプの保守)、環境・新エネの4区分に分解しております。

当社グループは、国内企業においては顧客の納め先及び海外子会社の担当地域によって、地域別に分解しております。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	1,936	3,127	4,494	7,564	17,122
プロジェクト	5,387	1,923	480	ı	7,790
サービス	3,670	2,251	3,197	3,349	12,469
環境・新エネルギー	182	-	-	-	182
合計	11,176	7,302	8,172	10,913	37,565

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	1,918	1,641	8,512	8,572	20,646
プロジェクト	6,290	1,392	114	-	7,796
サービス	3,930	1,760	3,349	3,571	12,610
環境・新エネルギー	186		-	-	186
合計	12,323	4,794	11,976	12,144	41,240

ハイテク

ハイテク事業においては、ポンプ及び周辺機器、部品の製造・販売を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような製造・販売につきましては、カタログに記載されていない特注品以外は、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点に、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また、対価は法的所有権の移転から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

プロジェクト

プロジェクト事業においては、ポンプの据付等の工事を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような工事請負については、工事の進捗につれて履行義務が充足されるため、工事期間にわたって売上を認識しております。進捗度の判定は契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法を適用しております。但し、請負金額が少額なもの、売上認識までの期間が短期間なものについては、売上高に与える影響が少ないと判断しており、引渡時点で売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

サービス

サービス事業においては、ポンプのメンテナンスを日本国内及び海外の各地で行っております。このようなポンプのメンテナンスにおいては、メンテナンス作業が完了した時点で履行義務が充足されるため、メンテナンス作業完了時に、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

環境・新エネルギー

環境・新エネルギー事業においては、環境関連製品の製造販売を日本国内及び海外の各地で行っております。また、当社グループ所有の風力発電施設での売電を日本国内で行っております。このような環境関連製品の製造・販売につきましては、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点に、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また風力発電設備による売電は、毎月の売電量に応じて、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

なお、いずれの事業においても、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、当社は製品の販売等に関連して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、当社の製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。但し、顧客との契約により、長期にわたる保証契約を締結した場合は、保証期間の進捗につれて履行義務が充足されるため保証期間にわたって売上を認識しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失()及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失()	17円29銭	2円13銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失() (百万円)	459	56
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は普通株式に係る親会社株主 に帰属する中間純損失()(百万円)	459	56
普通株式の期中平均株式数(株)	26,578,748	26,524,531
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	17円24銭	- 円 - 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	67,980	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	-	-

(注)前中間連結会計期間の1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

前中間連結会計期間の1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は186,542株であります。

当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 期末配当

2025年5月14日開催の取締役会において、当社定款第45条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議いたしました。

- (イ)配当金の総額......803百万円
- (ロ) 1株当たりの金額......30円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日......2025年6月6日
- (注)2025年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2) 中間配当

2025年11月12日開催の取締役会において、当社定款第45条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議いたしました。

- (イ)配当金の総額......815百万円
- (ロ) 1株当たりの金額......31円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日......2025年12月5日
- (注)2025年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

EDINET提出書類 株式会社酉島製作所(E01636) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月11日

株式会社酉島製作所

取締役会 御中

<u>有限責任監査法人トーマツ</u> 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 藤川 賢

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 伊藤 穣

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社酉島製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社酉島製作所及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して いないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構 成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認め られないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1 上記の期中レビュー報告書原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。